

※詳しくは圖に問い合わせください。

荒尾市障がい者雇用奨励金制度(事業者向け)

市内に居住する障がい者の自立、雇用の安定を図るため、対象となる障がい者を雇用した市内事業者に雇用奨励金を交付しています。詳しくは問い合わせください。

●対象事業者 市内に事業所を有する事業主で、国の「特定求職者雇用開発助成金」受給満了後または、「職場適応訓練」実施後に引き続き対象となる障がい者を常時雇用している事業者

●対象労働者 市内に居住し、住民登録がある次の者
①身体障がい者
②知的障がい者
③精神障がい者

●支給金額
「45歳未満の身体・知的・精神障がい者のいずれかの者を雇用している場合」

月額賃金に2分の1を乗じて算出した額の千円未満を切り捨てた額(上限月額1万円)

算出した額の千円未満を切り捨てた額(下限月額15,000円)

●支給期間 「特定求職者雇用開発助成金」受給期間満了後または「職場適応訓練」実施後、引き続き常用労働者として雇用した日の属する月から2年間

※奨励金支給期間内に雇用しなくなった場合は、その属する月までの期間。
農薬空容器の焼却・廃棄は違法です。ルールを守って、回収にご協力ください。

農薬容器(産業廃棄物)の回収を行います

●日時 12月2日(水) 午前9時～午後4時

●場所 JAたまな荒尾供給センター

●回収するもの
プラボトル
水和剤・粉粒剤の袋

●回収するときの注意点
紙袋とボトルは分別し、JA指定の回収袋(JAたまな荒尾供給センター)で取

売。1枚100円)に入れて出してください。プラボトルは洗浄し、フタをはずして下向きに15本ほど入れてください。
※容器や袋に農薬の残りがあると回収できません。
JAたまな荒尾供給センター ☎68・1420

不必要な農薬の回収を行います

不必要な農薬はJAで一括回収後、処理専門業者に委託して処分します。
●日時 11月10日(火) 午前9時～午後3時

●場所 JAたまな荒尾供給センター

●回収するもの 全農薬(肥料・廃油などは回収しません)
●費用 1kg150円(税込)
●回収方法 回収場所に直接持ち込み(朱肉を使う印鑑を持参)

※農薬を一つの容器にまとめないでください。有毒ガスが発生する恐れがあります。また、古い梱包粉剤は飛散の恐れがあるため、そのままビニール袋に入れてください。
JAたまな荒尾供給センター ☎68・1420

荒尾市健康づくり推進員になりませんか

健康づくり推進員は公民館などで高齢者向けに実施している体力アップ体操の指導員として活動していただけます。体操参加者は、市内29会場で約500人。あなたも地域の健康づくりに参加してみませんか。未経験の人も大歓迎です。

●対象 市内に住む健康や運動に関心があり、週に2回ほど活動できる人

●申込締切 11月13日(金)

●申込方法 すこやか未来課健康増進係へ電話で申し込み

JA荒尾市健康づくり推進員協議会事務局(すこやか未来課健康増進係) ☎63・1133



11月30日は「年金の日」です

「ねんきんネット」を利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できます。

将来の年金受給見込額について、年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。
年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。
「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認するか、玉名年金事務所にお問い合わせください。
JA玉名年金事務所 ☎74・1612

アスベスト含有調査費用の助成

市では、アスベストによる健康被害を防止するため、民間の既存建築物に施工されている吹付けアスベストなどの含有調査を行う所有者に対し、その費用の一部を補助します。

●対象建築物 市内にある吹付けアスベストなどが施工されている恐れのある建物
●補助金額 調査に要する費用(上限25万円)
※要件など詳しくは問い合わせください。
JA建築住宅課 ☎63・1498

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待から子どもたちを守るため、地域に住む私たちの目配り、気配りが必要です。虐待を受けたと思われる子どもがいたら、熊本中央児童相談所か、すこやか未来課へご連絡ください。

●身体的虐待: 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど。

●性的虐待: 子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

●ネグレクト: 家に閉じ込め

る、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど。

●心理的虐待: 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど。

●児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく)

●熊本県中央児童相談所 ☎096・381・4451
●すこやか未来課 ☎63・1143



さまざまな人権相談窓口があります

①人権擁護委員による人権相談

●場所 熊本地方務局玉名支局(月～金曜) ☎72・2347

②みんなの人権110番(全国共通人権ダイヤル) ☎0570・003・110

③子どもの110番 ☎0120・007・110

④女性の人権ホットライン ☎0570・070・810

⑤インターネット人権相談受付窓口



▲相談はこちら

「人権擁護委員とは」
法務大臣が委嘱した民間の人たちです。人権意識の普及や人権の擁護を主な目的に、全国に配置され、荒尾市では7人(4月1日現在)が市内全域で活動し、いつでもあなたの相談に応じてくれます。

◆10月1日付け委嘱人権擁護委員(再任)
高尾光男(上平山)

●「特設人権相談所」
●日時 12月4日(金) 午前10時～午後3時

●場所 市役所11号会議室

●相談員 人権擁護委員

●人権啓発推進室 ☎62・1313

ジンちゃん・ケンちゃんと考える 人権のいろいろ

第2回「憲法ってなに？」

この前(広報10月号)「人権のことが憲法にも書いてある」って言ってたけど、「憲法」って何ね?

社会の教科書にあった日本国憲法のこと。日本で一番大切な法律で、その第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と書いてあるとばい。

ちょっと難しかばってん、すばらしかことが書いてあるね。

「憲法には基本的人権の尊重という考えがあるけど、今でも就職や結婚のときに差別があったり、アイヌの人たちや在日外国人、障がいのある人々への差別や偏見などが残っていて、その問題を解決するためには国や地方ばかりじゃなく、自分たち一人ひとりも努力することが大切なんだよ」って先生が言いよなった。

なるほど～。もっと人権について知りたくなってきた!

人権啓発推進室 ☎62-1313

【有料広告】

九州荒尾オリーブ村の荒尾産オリーブ100%のオリーブオイルと、オリーブオイルと荒尾産玉ねぎ使用のドレッシングに、ギフトセットができました! この冬の贈り物に、ぜひ、お役立てください。
オリーブオイル1本入りギフト3,500円(税込)より、組み合わせ各種あります。
オリーブ村店頭にて、キャッシュレス決済OK。YAHOOショップも開設!
荒尾市内、オリーブ村より直接&迅速に配達いたします!
yahooショップ九州荒尾オリーブ村
(一社)九州荒尾オリーブ村
TEL:0968-57-7686(10:00~15:00/水・土・日・曜休)

